

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について

農林水産事務次官依命通知

制定 平成24年4月20日 23経営第3691号

改正 平成25年5月16日 25経営第359号

改正 平成26年4月1日 25経営第3729号

改正 平成27年4月9日 26経営第2966号

改正 平成28年4月1日 27経営第3269号

改正 平成29年3月28日 28経営第3127号

第1 趣旨

女性は、農山漁村の振興、農林漁業経営等の発展や6次産業化の展開に重要な役割を担っており、農林水産業や農山漁村の活性化を図るためには、女性農林漁業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要不可欠である。

このため、農林水産省が実施する各般の施策においては、女性農林漁業者等による補助事業の活用の促進など、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講じることとする。

第2 基本方針

各般の事業等においては、以下の方針に基づき、女性の取組を支援するものとする。

1 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域における農林水産業に関する方針決定の過程において、積極的に女性の意見を反映させるためには、企画・立案段階からの女性の参画が重要であることから、方針決定に係る検討の場への女性の参画を義務化する等の措置を講ずる。

2 農林水産業や6次産業化の取組等で活躍する女性への支援

農林水産業や6次産業化の取組等における女性の活躍を一層促進し、これを発展させることが重要であることから、女性経営者相互のネットワーク等を通じ、各般の事業に関する情報や女性の能力を積極的に活用した取組事例に関する情報の提供を行うことなどにより女性が積極的に事業に応募・採択されるよう支援し、女性農林漁業者等による補助事業の活用を促進する。

3 女性経営者等の発展支援

農山漁村で活躍する女性経営者が飛躍的に発展し、地域の核となる人材となることが重要である。このため、農業分野においては、次世代リーダーとなりうる女性農業者の育成、農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展、女性経営者相互のネットワーク強化及び女性の先進的取組の発信等に対する支援を講ずる。また、林業分野においては、次世代リーダーとなりうる女性の育成、女性の先進的取組の発信等に対する支援を講ずるとともに、漁業分野においては、漁村女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発等の実践活動、実践活動に向けた研修会や優良事例の成果報告会の開催等に対する支援を講ずる。

4 指導的地位への女性の登用促進

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成28年4月1日施行）において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。

第3 対象とする事業

第2の基本方針に基づき、女性の活躍推進に向けた事業は、別表のとおりとし、その実施については、同表の要綱等に定めるところによるものとする。なお、対象となる事業については、毎年度見直すものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第2966号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年4月1日付け27経営第3269号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成29年3月28日付け28経営第3127号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

女性の活躍推進に向けた事業

区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等
企画・立案段階からの女性の参画促進	人・農地問題解決加速化支援事業	市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援。	人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討と当該プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することを要件化。	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）
農林水産業や6次産業化の取組等で活躍する女性への支援	経営体育成支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援。	人・農地プランに位置付けられた中心経営体のほか、農業経営の多角化等に取組む女性グループなども助成の対象に追加。	経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）
	6次産業化ネットワーク活動交付金	6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。	女性グループを含めた農林漁業に従事する者が組織する団体も助成の対象とし、女性の視点を活かして実施する新商品の開発や販路開拓等の取組を支援。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）
	産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業	農作業事故の防止に向け、専門性を有した農作業安全アドバイザーによる全国的な啓発活動等により、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援。	女性等が安全に活躍できる環境づくりに向けて、農業者毎の状況に応じた安全情報等を積極的に発信し効果的に農業者の安全意識を向上させるとともに、安全対策に取り組んでいる農業者をプレイアップする取組について支援。	産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）
	強い農業づくり交付金	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。	女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合、面積と下限事業費の要件を緩和。	強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）
	農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農泊を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を支援。	「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）や地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援。	農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け28農振第2325号農林水産事務次官依命通知）

	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動を支援。	交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。	中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)
	浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業	「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理や防災・減災対策の取組等を支援。	女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。	水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)
	多様な担い手育成事業のうち女性林業者への情報提供事業	林業女性活動の普及啓発と地域活動・生産活動の促進を図るため、女性林業者や女性林業グループ等に対する情報提供を支援。	全国各地の女性林業者等による優良活動事例等の情報提供を支援。	多様な担い手育成事業実施要綱(平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知)
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化に資する取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知)
女性経営者等の発展支援	輝く女性農業経営者育成事業	次世代女性リーダーとなりうる女性農業者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。	次世代女性リーダーとなりうる意欲ある女性農業者の資質向上及び活躍を促進するための取組や女性の活躍推進に取組む農業法人等への支援等を実施。	輝く女性農業経営者育成事業実施要綱(平成26年4月1日付け25経営第3730号農林水産事務次官依命通知)
	多様な担い手育成事業のうち全国林業女性交流会の開催事業	林業に関わる女性の地位向上と社会活動への参画を促進するため、交流会等の開催を支援。	女性林業経営者等を対象にした、全国及びブロック毎の交流会の開催を支援。	多様な担い手育成事業実施要綱(平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知)
	漁村女性地域実践活動促進事業	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるため、漁村女性等が中心となって取り組む意欲的な実践活動等を支援。	漁村女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発等の実践活動を支援するとともに、実践活動に資する研修会や優良事例の成果報告会の開催を支援。	水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)